



税務・労務に役立つ NEWS LETTER  
**事務所通信**



発行：館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 北海道函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

いつもお世話になっております。  
日中はもう汗ばむ陽気となりました。  
暑い季節に向かいますゆえ、なにとぞご自愛ください。  
それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

国税庁より

**国税庁が「令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表  
気になる改正を紹介**

国税庁から、「令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が公表されました。これは、令和5年度の税制改正などにより、源泉所得税関係について行われた改正のうち、主要なものを紹介するものです。

次のような改正も行われますので、確認しておきましょう。

.....「令和5年4月 源泉所得税の改正のあらまし」から抜粋.....

□ 給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件である給与等の支払を受ける者の承諾手続について、給与等の支払をする者からその支払を受ける者に対し、「給与等の支払をする者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす」旨を通知し、その期限までに回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなす方法が加えられています。  
**【この改正は、令和5年4月1日以後に行う通知について適用】**

□ 「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることとされます。  
**【この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用】**

★国は行政手続きの電子化を進めており、扶養控除等申告書についても前年と申告内容が同じ場合の記載の省略等、少しずつ企業及び労働者双方の事務負担を減らす方向に改正されています。他の改正事項も確認しておきたい場合は、気軽にお声掛けください。

インボイス制度  
の動向について

**日税連がインボイス経過措置の延長要望**

消費税のインボイス制度について、日本税理士会連合会（日税連、神津信一会長）が中小企業向けの負担軽減措置の延長を要望しました。日税連は当初はインボイス制度へ反対する姿勢を示していましたが、制度の開始が近づくに伴い、中小企業の実務を考慮した運用を求めつつ制度を許容するようになっていきます。

インボイス制度では、インボイスを発行できない免税事業者との取引では消費税の仕入税額控除をすることができません。そのため免税事業者が取引から除外されるリスクが指摘されています。かといって課税事業者へ転